

不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>5. 課税の求め等 (1) 及び (2) (省略)</p>	<p>5. 課税の求め等 (1) 及び (2) (省略) <u>(3) 支持の状況 (政令第7条第1項第7号、第3項第7号、第4項第7号)</u> <u>政令第7条第1項第7号、第3項第7号又は第4項第7号に規定する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況により、法第8条第4項、第21項又は第26項の規定による求めを支持している関係生産者等(当該輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者の団体の場合にあつてはその直接又は間接の構成員をいう。以下同じ。)の当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産高の合計が当該求めに反対することを明らかにしている関係生産者等及び政令第5条第2項の規定により本邦の生産者には含まないとされる生産者の当該貨物の本邦における生産高の合計を超えること又は当該求めを支持している関係労働組合の構成員のうち当該貨物の本邦における生産に従事する者の合計が当該求めに反対することを明らかにしている関係労働組合の構成員のうち当該貨物の本邦における生産に従事する者及び政令第5条第2項の規定により本邦の生産者には含まないとされる生産者の当該貨物の生産に従事する者の合計を越えることが示されない限り、法第8条第5項、第22項又は第27項に規定する必要があると認めるときには該当しないものとする。</u> <u>(4) 本邦の生産者から除外される生産者等 (政令第5条第1項、第2項)</u> <u>政令第5条第2項の規定により同条第1項第1号に掲げる本邦の生産者又は同項第2号に掲げる構成員には含まないものとされる生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の生産高又は構成員の人数は、当該貨物の本邦における総生産高又は当該貨物の本邦における生産に従事する者の総数の計算に当</u></p>

<p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p>	<p><u>たつては、これを含める。</u></p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) (省略)</p>
<p>6. 調査の開始等</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>調査開始の検討（法第8条第5項、第22項、第27項、政令第7条第1項第5号、第7号、第3項第7号、第4項第7号、ダンピング防止協定5.4）</u></p> <p><u>一 法第8条第1項に規定する本邦の産業を所管する大臣（6（2）二において「産業所管大臣」という。）は、関係生産者等又は関係労働組合に対し、法第8条第4項、第21項又は第26項の規定による課税の求め等に対する支持の状況の確認をすることができる。ただし、政令第7条第1項第7号、第3項第7号又は第4項第7号に規定する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況により次のいずれかに該当することが示されないときは、当該確認をしなければならない。</u></p> <p><u>① 当該課税の求め等を支持している関係生産者等（当該輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者を直接又は間接の構成員とする団体の場合にあつては、その直接又は間接の構成員である当該生産者をいう。6（2）三①において同じ。）の当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産高の合計が当該貨物の本邦における総生産高（政令第5条第2項の規定により本邦の生産者には含まないとされる生産者の当該貨物の本邦における生産高を除く。）の二分の一を超えること</u></p> <p><u>② 当該課税の求め等を支持している当該貨物の本邦における生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数の二分の一を超えること</u></p>	<p>6. 調査の開始等</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 調査開始の検討（法第8条第5項、政令第7条第1項第5号）</p>

二 産業所管大臣は、6（2）一に規定する確認をした場合には、当該確認の結果を財務大臣及び経済産業大臣に書面により通知しなければならない。

三 政令第7条第1項第7号、第3項第7号又は第4項第7号に規定する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況（6（2）一に規定する確認をした場合には、当該確認の結果）により、次のいずれかに該当することが示されない限り、法第8条第5項、第22項又は第27項に規定する必要があると認めるときには該当しないものとする。

① 法第8条第4項、第21項又は第26項の規定による課税の求め等を支持している関係生産者等の当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産高の合計が当該課税の求め等に反対することを明らかにしている関係生産者等の当該貨物の本邦における生産高の合計を超えること

② 当該課税の求め等を支持している当該貨物の本邦における生産に従事する者の合計が当該課税の求め等に反対することを明らかにしている当該生産に従事する者の合計を超えること

四 法第8条第4項の規定により不当廉売関税を課することの求めがなされた場合において、同条第5項に規定する調査を開始するか否かの検討に際しては、当該求めにおいて提出された証拠等について、特に以下の項目につき確認を行う。

① 不当廉売された貨物の輸入の事実
イ及びロ（省略）

ハ 6（2）四①イ及びロで示された価格の比較により、輸出価格が正常価格よりも低いこと。

② 不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実
イ及びロ（省略）

二 法第8条第4項の規定により不当廉売関税を課することの求めがなされた場合において、同条第5項に規定する調査を開始するか否かの検討に際しては、当該求めにおいて提出された証拠等について、特に以下の項目につき確認を行う。

① 不当廉売された貨物の輸入の事実
イ及びロ（省略）

ハ 6（2）二①イ及びロで示された価格の比較により、輸出価格が正常価格よりも低いこと。

② 不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実
イ及びロ（省略）

ハ 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に及ぼした影響（少なくとも申請者についての販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益率若しくは操業度の低下又は資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資への悪影響を含む。）が合理的に入手可能な情報により示されていること。

ニ 6（2）四②イ、ロ及びハで申請者が示した事実等に基づき、本邦の産業に与える実質的な損害等が説明されていること。

ホ （省略）

五 6（2）四の検討の範囲は、原則として不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている事項に限る。ただし、当該書面の提出後に6（1）の補正が行われた場合には、補正された書面に基づき調査を開始するか否かを判断する。

（3）～（7）（省略）

ハ 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に及ぼした影響（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益率若しくは操業度の低下又は資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資への悪影響を含む。）が示されていること。

ニ （省略）

三 6（2）一の検討の範囲は、原則として不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている事項に限る。ただし、当該書面の提出後に6（1）の補正が行われた場合には、補正された書面に基づき調査を開始するか否かを判断する。

（3）～（7）（省略）